

## ソーシャルメディア利用ガイドライン

平成27年3月18日

本大学の構成員が、ソーシャルメディア（ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイトなど）を利用する際には、以下に示す利用方法を遵守することとする。ここでいう構成員は、教職員、非常勤教職員、委託業者、大学院生、大学生、研究生、聴講生等の大学構成員すべてとする。ただし、構成員ではない来学者等が本大学のネットワークからソーシャルメディアを利用する場合にも本ガイドラインを遵守することとする。

1. 利用するソーシャルメディアの利用規約、仕組み、安全な利用に必要な設定などを事前に充分に確認してから利用すること。
2. 利用するソーシャルメディアの特性を踏まえ、情報発信を行う場合には、その内容が本大学で定めるコンテンツ倫理綱領に沿っているかどうかを、事前に確認すること。特に、一度拡散した発信情報は、完全に削除することは極めて難しいことを認識しておくこと。
3. 思想信条や宗教等、衝突を招きやすく、細心の注意を払う必要のある事柄を話題とする場合には、特に慎重に内容を検討することを心がけること。
4. 個人情報、肖像、プライバシー等に関わる内容の情報発信を行う場合は、事前に関係者の同意を得ておくなど、必要な手続きを行うこと。それができない場合には、発信をしないこと。
5. 事実に反する情報や単なる噂を拡散させる行為を行わないこと。
6. 事実であるかどうかの裏づけを得ていない情報に基づく発信や、不確かな内容の発信は行うことを控えるとともに、情報発信を行う場合にはその旨を明らかにして行うこと。
7. 個人や組織に対する誹謗中傷、不当な批判など、不快な思いをさせる情報の発信を行わないこと。また、自分が、それらの情報発信を受けた場合であっても、感情的に対応しないよう心がけること。また、内容によっては、ソーシャルメディア上でやりとりすることが望ましくない場合や、返答そのものをするべきでない場合もあることを理解し、ソーシャルメディア上でのやりとりにはこだわらないこと。
8. 事実に反する情報発信や、他人に対して不快または嫌な思いをさせるような情報の発信、その他の不適切な情報の発信を行ったことを自覚した場合には、その発信を削除するだけでなく、訂正しお詫びをするなど誠実な対応を心がけること。
9. 面識のない人からソーシャルメディア上の交流の申し出を受けた場合には、安易に了承しないこと。自分の情報の開示対象者を一定の範囲の人たちに限定している場合であっても、この申し出に応じることで情報が漏えいする危険性が高まることに充分気をつけること。
10. 構成員が講義等における教材、作品、パフォーマンスを撮影・録音・録画したい場合は、その可否は製作者の判断によるので了承を得なくてはならない。了承がない場合の撮影は禁止する。また、撮影が許可された場合でも、それは個人のみ利用に限定した許可であり、ソーシャルメディア等にアップロードすることは著作権に違反する行為でありこれを行わないこと。

以上